



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年9月12日火曜日 第2908号外1

◇ 目 次 ◇

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県立都市公園条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(都市整備課)..... 3

条 例

○愛媛県条例第36号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年9月12日

愛媛県知事 中村時広

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第20条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を<u>超えて</u>支給してはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前条第1項第8号の作業</p> <p>ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は高速道路交通警察隊に配置されている同条に規定する普通自動車のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の7に規定する警察用自動車（交通の取締りのために使用するものに限る。）で公安委員会が指定したものの運転作業 作業1日につき 560円</p> <p>イ 省略</p> <p>(4)～(21) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>（東日本大震災に対処するための県警察に勤務する職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p>3 省略</p> <p><u>（東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当の特例）</u></p> <p>4 第61条並びに附則第7項、第11項及び第15項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第20条 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を<u>こえて</u>支給してはならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 前条第1項第8号の作業</p> <p>ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する自動二輪車_____又は高速道路交通警察隊に配置されている同条に規定する普通自動車のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の5に規定する交通取締用自動車_____で公安委員会が指定したものの運転作業 作業1日につき 560円</p> <p>イ 省略</p> <p>(4)～(21) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p>3 省略</p> <p><u>（災害応急作業等手当の特例）</u></p> <p>4 第61条及び附則第7項_____に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 本部長指示により原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（前3号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）</p>

5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

(1)～(3) 省略

7 第61条並びに附則第4項、第11項及び第15項に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

9 省略

(東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための県警察に勤務する職員の特殊勤務手当の特例)

10 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため、第19条第1項第26号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、第20条第1項第20号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

(東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための災害応急作業等手当の特例)

11 第61条並びに附則第4項、第7項及び第15項に定めるもののほか、災害応急作業等手当は、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(以下「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

12 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

(1) 前項第1号の作業

ア 原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行う作業 作業1日につき 40,000円

イ アに掲げる作業以外の作業 作業1日につき 20,000円

(2) 前項第2号の作業 作業1日につき 10,000円

13 附則第11項第2号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合においては、前項第2号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の

(5) 本部長指示により居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業(前各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。)

5 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。

(1)～(3) 省略

(4) 前項第4号の作業

ア 屋外において行う作業 作業1日につき 6,600円

イ 屋内において行う作業 作業1日につき 1,330円

(5) 前項第5号の作業

ア 屋外において行う作業 作業1日につき 5,000円

イ 屋内において行う作業 作業1日につき 1,000円

7 第61条及び附則第4項 _____ に定めるもののほか、当分の間、災害応急作業等手当は、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

9 省略

100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

14 同一の日において附則第12項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。

15 第61条並びに附則第4項、第7項及び第11項に定めるもののほか、災害応急作業等手当は、職員が特定大規模災害に対処するため附則第7項各号の作業に従事したときに支給する。この場合においては、同条に規定する手当は、支給しない。

16 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき730円を超えて支給してはならない。

17 附則第15項の作業が夜間において行われた場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、附則第15項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合又は同項の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第10項から第17項までの規定は、この条例の施行の日前にあつて、職員が新条例附則第10項に規定する特定大規模災害に対処するため職員の特殊勤務手当に関する条例第19条第1項第26号の作業に従事した場合及び新条例の規定を適用したとするならば新条例附則第11項又は第15項の作業に該当することとなるものに従事した場合についても適用する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県立都市公園条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成29年 9月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立都市公園条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（愛媛県立都市公園条例の一部改正）

第1条 愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（罰則） 第19条の2 法第5条の11の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。	（罰則） 第19条の2 法第5条の3の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～49の2 省略		1～49の2 省略	

<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第42条の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可及び国の機関又は都道府県等との協議に関する事務</p> <p>(9)～(15) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>
<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第42条第2項の規定に基づく国の機関又は都道府県等との協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11)～(15) 省略</p>	<p>伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>52 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>各町</p>
<p>52の2～62 省略</p>	

<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第42条の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可及び国の機関 _____ との協議に関する事務</p> <p>(9)～(15) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>
<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第42条第2項の規定に基づく国の機関 _____ との協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11)～(15) 省略</p>	<p>伊予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>52 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>法第80条第1項の規定に基づく前3号に掲げる事務に係る報告の徴収、勧告等に関する事務</u></p> <p>(5) <u>法第81条の規定に基づく第1号から第3号までに掲げる事務に係る監督処分に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第82条の規定に基づく第1号から第3号までに掲げる事務に係る立入検査に関する事務</u></p>	<p>各町</p>
<p>52の2～62 省略</p>	

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。